

資料2 インタビューガイド（外国人保護者へのフォーカスグループインタビュー）

太田市内の公立小中学校に通うブラジル人児童生徒を子どもに持つ保護者への フォーカスグループインタビュー

<インタビューガイド>

1) 自己紹介

滞日歴、子どもの数、在籍学年、就学歴について

2) 子どもの就学理由

- ・現在子どもが就学する学校を選択した理由は何ですか。
〔子どもが複数の場合、個々の就学状況について聞く〕
（ブラジル人学校に通わせなかった理由についても聞く）

3) 家庭での子どもの様子

- ・子どもとのコミュニケーションはうまく取れていますか？
（何語で話すことが多いですか？日本語およびポルトガル語での会話の理解度は？）
- ・学校に関して、子どもはどんなお話をしますか？

4) 公教育に関する意識

- ・学校の対応に満足していますか。
（満足していない場合はその理由を聞く）
- ・お子さんの学力について、心配していますか？
- ・お子さんは学校を楽しんでいますか？
- ・学校の行事やPTA活動に参加していますか？
（保護者が参加する機会を楽しんでいるか、負担になっているかを聞く）

5) 子どもの教育に対する今後の希望

- ・今後、学校の先生（教育指導助手や特配教員を含む）にどんなことを望みますか？
- ・今後、学校でどんな授業や行事があればいいと思いますか？
- ・「ポルトガル語を交えた授業についてどう思いますか？」
- ・お子さんの将来（中学校卒業後）について、どのように考えていますか？

資料3 インタビューガイド（教員への半構造化インタビュー）

外国人児童生徒の受け入れ校の実態調査 外国人児童生徒の教育に関係する教員へのインタビュー

<質問項目>

- 1) 外国人児童生徒の指導体制と対応状況
指導体制、就学希望者への受け入れ対応（編入学、新入学）
在籍普通学級での状況等

- 2) 指導上の課題と改善案
 - ・日本語担当教諭あるいは指導助手の方の、実務の対応への仕方、外国人児童生徒への教育に対する意識、待遇に対する満足の度合など
 - ・受け入れ校における、教員配置システムの改善案（例えば、一カ所拠点校による通級制度、もしくはレベル別による通級制度など）について率直な意見）

- 3) 母語がわかる通訳補助員（日本語指導助手）配置による効果
 - ・指導助手の学校で担う役割と効果

- 4) 外国人児童生徒の学校生活、学習能力及び進路進学の実態
 - ・外国人児童生徒の基礎学力、学習理解の状況
個々の学力や学習理解の状況、低学年と高学年に在籍する外国人児童生徒の違い等
 - ・進路進学状況

- 5) 外国人児童生徒の保護者と学校現場の関係
 - ・保護者の学校への理解と参加状況
保護者への連絡・通信手段、保護者のPTA活動の参加や個人面談参加の有無等

平成15年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業
「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」

分担研究報告書

外国人の子どもの教育環境に関する実態調査

一岐阜県可児市をパイロット地域とした 行政・民間団体・研究者による協働研究

小島 祥美¹、中村 安秀¹、横尾 明親²、加納 正佳³、山本 和美³、若原 俊和⁴、
中村 裕⁵、江尻 長門⁶、青木 英理⁶、矢島 英敏⁷、渡辺 慎一⁸

1大阪大学大学院人間科学研究科、2 NGO団体「外国人の子どもの教育と人権ネットワーク」、
3岐阜県可児市企画部まちづくり推進課、4岐阜県可児市教育委員会学校教育課、5岐阜県可児市
国際交流協会、6岐阜県地域計画局国際室、7岐阜県教育委員会学校政策課、8（財）岐阜
県国際交流センター

研究要旨

本調査は、外国人集住地域である岐阜県可児市をパイロット地域として、外国人の子どもの就学状況を把握する実践的な調査方法の開発を目的に、可児市、可児市教育委員会、可児市国際交流協会、岐阜県、岐阜県教育委員会、（財）岐阜県国際交流センターと協働し、パイロット地域に暮らす就学年齢期に相当する全国籍の外国人を対象に教育環境に関する実態調査を実施した。

日本の公教育においては未だ外国人の子どもの教育・就学の権利が保障されていない今日、研究のための調査ではなく、調査結果という Evidence をもとに、外国人の子どもの初等教育享受機会の保障について行政施策に反映できるような具体的な提言を行う。

A. はじめに

1. 研究背景

1) 外国人の子どもが置かれた教育の現状

法務省入国管理局によると 2002（平成 14）年の日本における外国人入国者は 5,771,975 人（新規入国者 4,646,240 人、再入国者 1,125,735 人）で、過去最高を記録した。

日本に入国し在留する外国人は、在留資格によって管理されており、入国管理政策は「出入

国管理法及び難民認定法¹」（以下、「入管法」と表記する）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく在留資格制度をとっている。

「本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に関わる在留資格又はそれらの変更

¹ 1951(昭和26)年10月4日 政令第319号

に係る在留資格をもって在留するものとする」(入管法 在留資格及び在留期間 第2条の2第1項)

現在は28の在留資格²があるが、1989年の入管法一部改正(翌1990年6月1日施行)により、日系三世に関して在留資格「定住者」が認められるようになったのが大きな特徴である。いわゆる「単純労働者」は受け入れないとしつつも、日本のバブル景気による労働力不足がこの流れを助長し、入管法改正による在留資格が整備・拡充された。日系二、三世およびその配偶者が活動制限のない在留資格を取得できることが明文化されたのである。その結果、90年代に日系南米出身者、特にブラジル人の来日が急増した。

ブラジル、ペルーなど南米地域からの「デカセギ」が急増して十数年が経過したが、この「デカセギ」という言葉もコミュニティでは定着し、ポルトガル語辞書 *Dicionário Houaiss* や *Novo Aurélio - o dicionário da Língua Portuguesa* にも新語として *Dekassegui* が掲載されるまでになった(田島 2003:1、リリ 2000:16)。

外国人居住状況は地域的な偏在がある。例えば、東京都、大阪府、愛知県の3県の主要国籍別外国人登録者数³の比率を比較すると、東京

府は「中国」、大阪府は「韓国・朝鮮」、愛知県は「ブラジル」の占める割合が高い。つまり、地域によって居住している外国人の国籍は異なってきた(図1)。

日本における総婚姻届出件数に占める国際結婚の割合は5%に増加し、20組に1組が国際結婚である(李 2003)。国際結婚の増加に伴い、親が外国人である子どもが急増している(図2)。

生まれた子どもの国籍は、国籍法⁴により決まるが、1984年の国籍法および戸籍法の一部改正(1985年1月1日施行)により「父母両系主義」に改定され、その後は父親・母親どちらか一方が日本国籍であれば、子どもは国籍上「日本人」となった。

このように日本社会は急激に「多民族文化社会」になる中、夫婦が外国人および国際結婚した外国人にとって出身国の文化やコミュニティを尊重しつつ、日本社会の中でどのように子育てをし、教育を保障するか、ということが大きな課題となっている。

こうした現状であるにもかかわらず、日本の公教育においては未だ外国人の子どもの初等教育・就学の権利が保障されていない。

外国人の教育を受ける権利について、文部科学省の「就学事務ハンドブック」では、以下の基本対応を示している。

「一般に外国人は教育の義務は課せられていません。このことは、我が国でも、憲法第26条の規定から明らかであり、就学義務を負うのは日本国民であって、日本国

² 入管法によって規制される27在留資格と、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(以下、「入管特例法」と表記する)に規定される在留資格「特別永住者」がある。「特別永住者」とは、サンフランシスコ講和条約発効以前から日本に在住する旧植民地出身者とその子孫、永住者と同様、活動の制限はなく、在留期間も定められていない。

³ 日本では入管法によって、外国人の在留資格が決められており、さらに「外国人登録法」によって、90日以上日本に滞在する場合(本邦で出生した場合などは60日以内)に市町村に登録し、出国、帰化、死亡などによりその登録は閉鎖される。入国後90日以内に出国する場合などには登録しない場合が多い。但し、特例上陸許可者、外交官、日米地位協定等に該当する軍人、軍属及びその家族等は登録の対象にならない。

⁴ 1950(昭和25)年5月4日法律第147号。1984年まで国籍法は父系血統主義であったが、1985年の国籍法改正により「父母両系主義」に改定され、その後は父親・母親どちらか一方が日本国籍であれば、子どもは国籍上「日本人」となった。つまり、父親・母親ともに日本国籍を有しない場合のみ、子どもは「外国人」である。この国籍法改正の影響から、日本における外国人出生数が1985年一気に減少するという現象も起きた。

内に住所を有する外国人はこの義務を負うものではありません」(就学事務研究会 1993:64)。

つまり、国籍を問わずすべての子どもの教育を受ける権利が認められている「児童(子ども)の権利条約」に日本も批准しているが(参考資料①)、実際には外国人の子どもの就学を「恩恵的」な形でしか許可しておらず、親あるいは保護者が就学手続きをしないかぎりその子どもは不就学の状態におかれ、国際基準となっている義務的な初等教育の教育機会が均等に保障されていないのが、日本で暮らす外国人の子どもが置かれた現状である。

2) 外国人の子どもの就学・不就学

日本における義務教育は、以下の法的規定による⁵。

「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」(日本国憲法第 26 条②)

「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」(教育基本法第 4 条①)

これに従わない保護者については、市町村教育

⁵ 法的教育権利に関する解釈について多文化共生教育研究委員会では、「憲法では教育を受ける権利を『国民に保障する』としているが、『国際人権規約』を批准している以上、この「国民」には日本国籍者だけでなく外国人も含まれると解されている。しかし、日本の教育行政は依然として『日本国民の育成』である。したがって、緊急の課題は、外国人(ないし外国出身者)に対する教育の権利をいかに保障するか、である。(中略)日本は、1979年に上に述べた『国際人権規約A規約』(社会権規約)を批准。同条約の13条は「この規約の締結国は、教育についてすべての者の権利を認める」とし、そこに住む誰に対しても(非正規滞在者であっても)、教育への権利を保障した」と述べている(多文化共生教育研究委員会 2003:1)。

委員会の勧告・指導を受け、場合によっては法的に処罰されることもある。

こうした法的義務教育の位置づけにより、文部科学省では、「学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすること」を目的に、毎年「学校基本調査」を実施している。

この調査項目に、年間継続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒を対象に調査された「理由別長期欠席者数⁶」がある。しかしこの対象を「児童・生徒指導要録の欠席日数欄の日数」とし、計上されているため、全国の外国人児童生徒が共通して日本人生徒児童と同様に児童・生徒指導要録が作成されているかどうかは不確かである⁷。

加えて、就学免除者、就学猶予者、1年以上居住不明者、学齢児童生徒死亡者の 4 項目別「不就学学齢児童生徒調査」も実施されているが、その対象から外国人は除外されているため⁸、外国人の不就学状況の把握も不可能である。

以上により、学年別国籍別も不明な外国人児童生徒数だけを計上した項目はあるものの、文部科学省実施の「学校基本調査」から外国人の子どもの教育状況を知ることが、現時点では不可能である。しかしながら、新版学校教育辞典(2003:71)によると、1971(昭和 46)年まで

⁶ 病気、経済的理由、不登校、その他の理由別 4 項目。

⁷ 指導要録は「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第 31 条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない」(学校教育法施行規則第 1 章総則 第 12 条の 3)。

⁸ 2003(平成 14)年度学校基本調査「不就学学齢児童生徒調査票」の補注に記載。

加えて、文部科学省の「就学事務ハンドブック」によると、「小・中学校等の校長の義務とされている出席状況の良好でない児童・生徒に係る市町村教育委員会への通知(学校令第 20 条)、およびこの通知に基づく市町村教育委員会から保護者に対する出席催促(学校令第 21 条)も、義務教育を受けるべき学齢児童・生徒に関するものであって、外国人の子どもには適用されません。」と、基本対応を示している(就学事務研究会 1993:64)。

は学校基本調査で国籍別児童生徒数について調査が実施されており、かつては外国人児童生徒の教育状況が把握されていた⁹。

その他文部科学省では、公立の小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒を対象に、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」を実施している¹⁰。しかしこの調査の対象者を「日本語指導が必要な外国人児童・生徒」と規定し、母語や日本語能力に関する基準は当該児童生徒が在籍する学校の個別判断によるため、全国の状況を比較できないという課題が多い。

したがって、文部科学省が実施する「学校基本調査」「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況調査」から、外国人の子どもの教育状況や就学状況を知ることが不可能である。

外国人が多く暮らす地域では、近年になり外国人の子どもの不就学について、子どもたちの将来を危惧し、問題視されるようになった。外国人が多く暮らす団地では、外国人の就学・不就学の問題が叫ばれて久しい(外国人集住地域ネットワーク報告書作成委員 2004)。こうした現状から、外国人が多く暮らす各地では不就学の子どもの教育支援事業が行われている¹¹。

2002年11月に開催された「外国人集住都市東京会議」¹²においても外国人の子どもに関する就学状況の実態が議論され、参加都市から各地の就学状況が提示された(参考資料②)。この資料を検討すると、ここでの「不就学者」とは、外国人登録上の就学年齢外国人から就学者数と外国人学校在籍者数を引いた数、つまり書類上の調査数を示している。備考をみると、外国人学校在籍者数が含んだり、帰国転居等は除いたり、調査対象者やその調査方法が統一されていない。加えて、その調査対象者の国籍や年齢、調査時期、調査方法等が不明確のため、各地の不就学の状況を比較するだけの根拠に乏しい。しかし、外国人の子どもの就学・不就学問題について外国人集住都市会議が社会に問題提起したことは、意義ある試みであったといえよう。

3)外国人の子どもの就学・不就学に関する先行研究

外国人が多く暮らす各自治体において、外国人の子どもの不就学に関する実態調査が取り組みだされた¹³。

しかし、これら調査実施方法をみると、調査

⁹ 「文部省(現在の文部科学省)の『学校基本調査』は1957(昭和32)年から外国人児童生徒の統計を掲載しているが、当時国公立の小・中・高合わせて約14万4,000人が在籍していた。

(中略)国別の児童生徒数の表記は1971(昭和46)年までなされていたが、当時約10万人の在学者のうち約9割が「朝鮮」と表記されている。外国人といっても日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人が中心であり、日本語に不自由せず、名前も通名(日本名)を名乗っている場合が多く、周囲の子どもたちが外国人と認識していたかどうかは疑問である」(新版学校教育辞典 2003:71)

¹⁰ この調査は、1991(平成3)年度から調査を開始した。隔年実施されていたが、1995(平成7)年から高等学校について、1999年(平成11)度から盲・聾・養護学校について、かつ毎年実施されるようになった。

¹¹ 例えば、愛知県豊田市の「外国人不就学児童・生徒のための日本語教室(2000年度豊田市委託、(財)豊田市国際交流協会受託事業)」、静岡県浜松市の「外国人児童生徒サポート教室事業(2001年度～浜松市委託、外国

人学習サポート協議会受託事業)」などがある。

¹² 外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として、2001年5月7日設立された。2002年11月7日には「外国人集住都市東京会議」が、2003年11月11日には「外国人集住都市会議シンポジウム in 豊田」が開催された。

[参加都市]静岡県浜松市、磐田市、湖西市、富士市、愛知県豊橋市、豊田市、三重県四日市市、鈴鹿市、岐阜県大垣市、可児市、美濃加茂市、群馬県太田市、大泉町、長野県飯田市の計15都市

¹³ 例えば、愛知県豊田市(財団法人豊田市国際交流協会 2001¹⁾)、長野県(外国籍児童就学援助委員会 2003)、三重県(三重県教育委員会 2003)、群馬県大泉町(群馬県邑楽郡大泉教育委員会 2004)などがある。

対象者が特定の国籍に限定されたり、抽出調査やアンケート調査、書類上の調査であったり、その調査過程が明らかにされていないため、比較・検討できるだけの根拠に乏しい。

加えて、外国人の子どもの不就学の推計数を示した太田（2000¹⁴）、鈴木（2002）、財団法人海外日系人協会（2003）や、東京都23区別就学・不就学数を概算した調査を報告した多文化共生センター・東京21（2002）、無作意アンケート調査による外国籍の未就学児に関する報告をした日本カトリック難民移住移動者委員会（2003）、外国人の子どもの不就学の課題を述べた、ジュビリー2000子どもキャンペーン（2001）、リアン（2002）、宮島（2003）などがあるが、就学・不就学の問題に取り組む際の最も基本的な資料となる、信頼できるだけの科学的根拠に基づいた就学状況を明らかにする調査は皆無である。

2. 研究目的・期待される成果

1) 研究目的

以上の研究背景から、信頼できるだけの科学的根拠に基づいた就学状況調査実施のため、日本で暮らす外国人の子どもの教育保障のための基礎資料となる、外国人の子どもの就学状況を把握する実践的な調査方法の開発を目的に、外国人の子どもの教育環境に関する調査（以下、「子ども調査」と表記する）を実施した。

外国人集住地域である岐阜県可児市をパイロット地域とした。

2) 本調査実施によって期待される成果

調査実施にあたっては、常に調査対象者の人権やプライバシーに十分に配慮し、個人を特定できる報告は行わない。

岐阜県可児市をパイロット地域として精微に分析することによって、以下の5つの成果が期待される。

1. 外国人登録者数と居住状況

2. 就学年齢期にある外国人の子どもの数
3. 就学年齢期にある不就学の外国人の子どもの数
4. 就学年齢期にある外国人の子どもの就学実態
5. 他地域にも応用可能な外国人の子どもの就学状況調査方法の開発

加えて、地域と行政との協働調査研究を実施することや調査実施過程において、外国人住民と地域と行政との摩擦の解決や防止効果、地域での人的資源の発掘・育成やネットワーク形成による地域からの発信などができることも期待した。

本調査は、研究のための調査ではなく、また単なる調査研究結果の報告にとどまらず、調査結果という Evidence をもとに、最終的には外国人の子どもの初等教育享受機会の保障を目的とした、行政施策に反映できる具体的な提言を考える。

3. 本調査での用語定義

- ・外国人：出生地を問わず、日本国籍以外の住民
- ・日本の学校：学校教育法による「一条校」（国立、公立、私立）
- ・外国人学校：学校教育法による「一条校」に準ずる朝鮮学校及びインターナショナルスクール¹⁴、ブラジル教育省から「認定」を受けたブ

¹⁴ 朝鮮学校及びインターナショナルスクールの位置づけについては、大学入学資格に関する外国人学校卒業認定の告示等を述べた「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」（文科高第391号 平成15年9月19日）の「外国人学校の扱い」http://www.mext.go.jp/b.Menu/houdou/15/09/f_03092001.htm、「大学／専修学校による個人の多様な学習歴等の個別審査」http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/cf_s03718.html、「ブラジル人学校大学入学資格付与について」http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/cf_s04119.html、を参照。

その他、日本にはペルー人学校、フィリピン学校などナショナルスクールが多数存在し、こうした学校の地位について考える課題が残されている。

ラジル人学校¹⁵

・不就学:日本の初等教育(義務教育)を受けていない子どもを表すために「未就学」という表現もあるが、就学年齢期であるにも関わらず、途中退学も含み広く就学していない状況を示す(託児所、私塾へ通所する子どもも含)。

B. 本調査実施までの過程

1. パイロット地域の選定理由

岐阜県には2002年末現在において41,545人の外国人が暮らしているが、県内における外国人集住地域は国籍別に異なった状況にある(表1、図3)。

岐阜県可児市は、1982(昭和57)年県下14番目として市制施行された。面積84.99km²、県南部、岐阜・名古屋両市から30キロメートル圏内に位置する。丘陵部における住宅団地開発に伴い、名古屋市のベッドタウン化が進んだ。1970年代後半から1980年代前半にかけては人口増加率および世帯増加率は非常に高く、増加率日本一を記録したこともある。

主な産業は、輸送用機器、紙製品などがあり、近年は工作機械、自動車部品の企業が県内最大規模を誇る可児工業団地に進出している(1次産業2.1%、2次産業41.8%、3次産業55.9%)。1990年から外国人住民が増加し(図4)、2003年4月1日現在、外国人登録者数4,448人で、可児市総人口96,666人の4.6%を占める(図5)。

可児市を本調査のパイロット地域として選定した理由は、以下の7点である。

1. 外国人集住都市会議の参加都市である。
2. 不就学など教育課題の重要性への認識が、関係者と一致している。
3. 外国人が人口の4%、集住地域の標準的状況であり、かつ外国人登録数も約4,000人で子どもの調査数が最適である(2001年末現在)。

¹⁵ ブラジル政府「認可」校については、ブラジル教育 <http://www.mec.gov.br/cne.parecer.shtml> を参照

4. 極端な集住地域がなく、多様な居住条件が想定できる。

5. 市の協力が可能で、国際交流協会の活動が積極的である。

6. 外国人の子どもが多く在籍する学校で教員の熱意や姿勢が前向きである。

7. ブラジル人学校2校が地域と協力的な姿勢である。

2. 協働体制づくり

1) 本調査実施に関する関係者との協議

岐阜県国際室では、県下における外国人登録者数の増加に伴い、特に外国人登録者数を多く占めるブラジル国籍の住民を対象にした支援活動に取り組んできた。

また可児市においては、地域の現状を見つめながら草の根的活動を展開している。本調査のパイロット地域選定の際、こうした地域の取り組みと姿勢を重要視した¹⁶。

岐阜県及び可児市において、在住外国人に対する積極的な支援体制が形成され、かつ各担当者たちに熱意があり、姿勢が前向きであったことから、本研究班との外国人の子どもの教育課題に対する重要性の認識が一致し、調査内容や方法を協議した上で本調査実施に至った。

2) 実施体制と実施期間

本調査実施に関する関係者との協議の結果、厚生労働省「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」班(大阪大学大学院人間科学研究科国際協力論ゼミ、NGO団体「外国人の子どもの教育と人権ネットワーク」)が主体となり、岐阜県、岐阜県教育委員会、(財)岐阜県国際交流センター、可児市、可児市教育委員会、可児市国際交流協会が協働し、調査を実施することになった。

¹⁶ 本調査実施に至った経過の詳細は、2003年10月発行の本調査「中間報告書(前期調査のまとめ)」を参照。

加えて、2003年4月より可児市国際交流協会内にて事務局を設置し、調査担当研究者(小島)が常駐体制で本研究に取り組むことになった。

実施期間は、2003年4月～2004年3月の1年間とし、2003年4月～8月を前期(以下、「前期」と表記する)、9月～2004年3月を後期(以下、「後期」と表記する)と区分した。

3. 情報外部提供申請

1) 可児市への個人情報外部提供申請¹⁷

本調査実施にあたり基本情報として、本研究責任者(中村安秀)が可児市及び可児市教育委員会に外部提供申請を行った。

可児市個人情報保護条例に従い、可児市個人情報保護審査会の審査と答申を経て、調査対象者の基本情報が提供された。

①可児市から…16歳未満の可児市在住の外国人登録情報の提供(2003年4月1日現在、2003年9月1日現在の計2回)

項目/氏名、性別、生年月日、国籍、住所、世帯主名、(年齢)

②可児市教育委員会から…可児市立小中学校に在籍する外国人児童生徒情報の提供(2003年5月1日現在、2003年10月1日現在の計2回)

項目/児童生徒名、在籍校名、学年、国籍

2) 可児市への行政情報外部提供申請

資料検討の際に必要な行政情報提供外部提供申請をした。

①可児市から…人口統計(地区別推移と外国人登録国籍別推移)等に関する行政資料

②可児市教育委員会から…学校統計・行政文

書(小学校・中学校関係)等に関する行政資料

3) 集住都市会議参加都市への教育関係行政資料提供依頼

集住都市会議参加都市のうち、東海4県地域の都市12市(可児市を除く)に対し、外国人の子どもの教育に関する行政資料提供を依頼した。

人口統計(地区別推移と外国人登録国籍別推移)等に関する行政資料、学校統計(小学校・中学校関係)等に関する行政資料について、静岡県富士市、富士市教育委員会、愛知県豊橋市、豊橋市教育委員会、三重県鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会、岐阜県大垣市、大垣市教育委員会、岐阜県美濃加茂市、美濃加茂市教育委員会の5市から行政資料を提供いただいた。

4. 予備調査の分析

本調査実施の予備調査として、本研究班では2002年度に可児市国際交流協会が実施したアンケート結果を分析した。

1) 予備調査の背景

可児市国際交流協会では、外国人の子どもの実態を知るため、運営委員の一人が無作為にブラジル人集住地区に住む子どものいる家庭を個別訪問し、アンケート調査を実施した。この訪問調査は順調に進み、出会った家庭は非常に協力的であった。

可児市国際交流協会としては、これと平行して、全体を把握するため可児市と協働し、対象世帯全数のアンケート調査を実施することにした。

【予備調査・対象者】2002年11月1日現在で可児市に外国人登録のある、ブラジル国籍の1歳～14歳(基準日2002年4月1日)の子どもがいる全世帯(対象の子どもの数504人、対象世帯数372世帯)

¹⁷ 本調査実施にあたり、調査におけるプライバシーの保護には万全の注意を払い、個人情報は本調査以外の目的には一切使用しないこと、また本調査に関して一切可児市にはご迷惑をおかけしないことを誓い、情報外部提供申請を行った。可児市個人情報保護審査会提出資料計4点は、参考資料③～⑥を参照。

【予備調査・調査方法】郵送式アンケート調査
(この調査は可児市が協力し、可児市国際交流協会主体で実施された。可児市国際交流協会がポルトガル語に翻訳したアンケート用紙を作成し、返信用封筒を同封した発送物の準備を行った。)

個人情報保護の観点から、可児市まちづくり推進課が調査対象者家庭への発送を行なった。アンケート用紙の回収は可児市国際交流協会が担当した)。

- ・アンケート調査用紙発送日：2002年11月13日
- ・郵送によるアンケート調査用紙回収期限：2003年3月31日

発送総数372通のうち、宛先不明(不在)などの理由で返送されてきた数は19通、郵送によるアンケート調査用紙回収数は40通(11.3%)だった。

可児市国際交流協会では、2002年11月22日開催の「在住外国人児童生徒の教育シンポジウム」でこの調査の中間数字を発表したが、その後の返信(回収)は皆無となり、全容把握のための分析を中断していた。

そのため、本調査の予備調査として本研究班がアンケート結果を分析した。

2) 予備調査結果¹⁸⁾

予備調査の分析結果より、日本での滞在が長期化している現状、子どもの日常の過ごし方がわかった。また調査手法や内容については、母集団の属性の見直し(世帯数、対象者数の問題)、郵送式アンケート調査手法による回収率の低さ、直接面接調査手法による調査対象者の回答率の高さ、調査対象者への配慮(自己記入や識字などのバイアス回避)、調査項目に関する具体的内容の検討の必要性等の課題が明らかに

¹⁸⁾ 詳細は、2003年10月発行の本調査「中間報告書(前期調査のまとめ)」を参照。

なった。

5. 調査実施の協力体制づくり

1) 協力調査員の選定

本調査実施によって期待される成果としてあげている「地域での人的資源の発掘・育成」を目的に、可児市国際交流協会の協力の下、地域で活動するボランティアスタッフを対象に協力調査員募集を呼びかけた。

「協力調査員」とは、具体的には直接面接調査実施の際のスタッフを示す。

その結果、可児市国際交流協会ボランティアスタッフ、地域に暮らす院生の計6名から手があがった。加えて、本調査におけるポルトガル語に関する通訳・翻訳補助として、(財)岐阜県国際交流センター派遣のブラジル人相談員2名からも協力が得られることになった¹⁹⁾。

2) 「協力調査員」研修会の実施

協力調査員を対象にした、「協力調査員」研修会を実施した。なお、協力調査員の任命については、個人情報保護審査会での誓約に従い、この研修会に参加し、かつ研究班と誓約書を交わした者のみとした(参考資料⑤参照)。

また、訪問調査は前期・後期の計2回実施のため、各実施前に計2回「協力調査員」研修会を実施した。

¹⁹⁾ 調査実施期間中のポルトガル語通訳及び調査票翻訳については、(財)岐阜県国際交流センター派遣のブラジル人相談員が担当し、その人件費については(財)岐阜県国際交流センターから支給された。

C. 本調査実施内容

1. 概略

1) 実施期間

2003年4月～2004年3月の1年間とし、2003年4月～8月を前期、2003年9月～2004年3月を後期と区分して、本調査を実施した(表2)。

2) 調査対象者

2003年度(2003年4月1日現在)において就学年齢に(小学1年生～中学3年生)に該当する、可児市在住の全国籍の外国人の子どもとした(表3)。

2. 調査内容と調査手順

1) 調査内容

内容別に調査を3つに分け、実施した。

- ・居住状況調査
 - ・就学実態調査
- 全調査対象者について、前期と後期の計2回実施した。

*調査実施者-調査員(本調査担当研究者)、協力調査員(ブラジル人相談員含む)の計9人
・学校調査…調査対象者が在籍する各学校、関係者を直接訪問し、聞き取り調査を実施した。

*調査実施者-調査員(本調査担当研究者)の計1人

2) 調査項目

①居住状況調査、就学実態調査

日本語とポルトガル語併記で作成した調査票の項目は2つに分けた。

- ・「基本情報」項目:可児市及び可児市教育委員会からの情報を訪問前に記載し、「訪問」項目は訪問時の直接面接により得た内容を記載。
- ・「訪問」項目:出生地、来日時期(滞在年数)、幼稚園の通園経験(場所、年数)、現在の就学状況(就学の場合は、通学する学校とその学年、学校で好きなどころ、学校で嫌いなどころ、現在就学する学校以外の通学経験、転校回数)

計6項目。不就学の場合は、学校に通わない理由、日常の過ごし方、通学経験の計3項目。)、名前の記載(日本語、母語もしくは継承言語)、家族の呼び方。

なお、後期では、協力が得られた保護者を対象に子どもの通う学校について、子育ての不安、今後の子どもへの希望の計3項目を追加し、実施した。

②学校調査

調査対象別に項目を分け、実施した。

◎対象1-日本の公立学校(可児市立小中学校の日本語教室担当教師、外国籍児童生徒の担任教師、学校管理者)

【調査項目】日本語指導を受けている外国籍の児童生徒数、日本語指導を必要と判断する基準、日本語指導を必要な児童生徒への指導の体制、日本語指導(取出し等)の状況、通常教室での日本語指導の状況、日本語指導の使用教材・自主作成教材、日本語指導が必要でなくなったと判断する基準、日本語指導における教育課題、教科指導・学級運営における教育課題、日本語指導を受けている日本国籍の児童生徒数、校務文書・保護者連絡文書の翻訳・通訳の状況、外国籍児童・生徒の帰国・一時帰国・転校の際の手続き等、外国籍生徒の中学卒業後の状況

◎対象2-外国人学校

【調査項目】施設調査、学校概要に関するインタビュー調査

◎対象3-可児市教育委員会

【調査項目】外国籍の小学校新1年生の入学に至るまでの手続き、外国籍児童・生徒の転入学希望者があった場合の手続き、外国籍児童・生徒の帰国、一時帰国・再来日の際の手続き、就学手続きに関する文書及び外国語に翻訳された文書、就学に関する個別の特別な

事例、外国籍の子どもの入退学・転出入の統計、外国人児童生徒の教育に関する基本的指針・方針

◎対象4-可児市住民課住民登録係、可児市まちづくり推進課（外国人相談員）

【調査項目】新規登録や居住地変更の際における就学対象年齢の子どもが存在した場合の手続き、外国人の子どもの教育に関する相談件数や相談内容

3) 調査手法とその手順

①居住状況調査、就学実態調査

対象者の家庭を訪問し、対象者とその保護者に、質問票（調査票）を用いて直接面接調査を実施した。

i. 調査協力依頼文の準備

ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、ハングル、英語、ルビつきの日本語の計7言語による調査依頼文作成した（参考資料⑦参照）。

また、可児市広報（ポルトガル語版）にも掲載した。

ii. 調査協力依頼文の配布方法

◎可児市立小中学校の協力

外国人児童生徒の保護者宛に各学校を通じて調査協力依頼文を配布していただいた。

◎外国人学校

可児市に居住する子どもの保護者宛に可児市内にあるブラジル人学校を通じて調査協力依頼文を配布していただいた。

◎その他協力団体

外国人雇用企業、カトリック美濃加茂教会、在日本大韓国民団岐阜県地方本部中濃支部、在日本朝鮮人総聯合会岐阜県本部、ブラジル料理のレストラン及び食材店、可児市役

所内（関連窓口）にご協力頂き、調査協力依頼文の配布や掲示、広報に努めていただいた。

◎調査依頼文の発送

調査対象者の保護者及び本人宛に、多言語で作成した調査協力文を【前期】2003年5月12日、【後期】2003年10月4日に発送した。なお、前期は可児市国際交流協会、後期は可児市まちづくり推進課が発送した。調査依頼文返送分については、可児市に返却し、廃棄した。

iii. 具体的な訪問手順

◎手順1：訪問時までの事前準備

可児市（【前期】分4月30日、【後期】分9月16日）及び可児市教育委員会（【前期】分5月8日、【後期】分10月8日）から提供された情報を基に、調査票に基本情報を記載した。その後、住宅地図で居住先を確認し、地域別に調査票を分類した。

可児市及び可児市教育委員会から提供された情報を転記した調査票は、市の施設の金庫で保管した。

可児市、可児市教育委員会から提供された情報については、調査票への転記終了後、【前期】分は6月11日、【後期】分は10月30日に可児市及び可児市教育委員会に返却した。

◎手順2：訪問時の体制

原則2人以上の調査員・協力調査員（通訳者としてのブラジル人相談員を含む）で訪問し、その際は協力調査員名札の掲示を徹底した。加えて、多言語で作成した調査協力依頼文、多言語で作成した協力調査員名刺、可児市国際交流協会の多言語情報（日本語教室案内等）、各種多言語の生活情報等を持参するようにした。

【後期】訪問時については、上記の他に多

言語で作成した調査の中間報告(前期のまとめ)の概要(資料⑧)も持参し、中間報告の結果の説明にも努めた。

◎手順3:調査方法

初回の訪問については、立地等の確認を目的にした事前調査を昼間行った。その際、対象者が在宅の場合は、直接面接調査を実施した。

不在家庭の場合については、ポスト等に多言語の調査協力依頼文を投函した。同日の夜に再訪問し、不在の場合は翌朝再々訪問をした。その間、ポスト等に投函した多言語の調査協力依頼文の状態に変化がなかったり、呼び鈴を鳴らしたりしても返答がなかったり等、不在の確認できなかった家庭については、不在を把握できるまで、訪問を続けた(最低5回を目標とした)。

韓国・朝鮮籍の家庭については、日常生活における通名使用等の家庭事情を十分配慮し、子どもの不在時間帯に初め訪問し、本調査の目的と内容の説明、子どもへ直接面接調査の不可等を保護者に確認した上で、改めて訪問を実施した。

◎手順4:調査票の保管方法とデータ処理 (プライバシーの保護)

訪問による調査終了ごとに、調査票の基本情報記載部分(以下、「上部」と表記する)は切り取り、調査項目部分(以下、「下部」と表記する)を別に保管した。上部については、【前期】分は11月4日、【後期】分は12月25日に可児市に返却し、廃棄していただいた。

調査項目に関するデータ処理については、すべてコード化した。

なお、下部については市の施設の金庫にて管理しているが、本調査に関する報告が完全終了した時点で、すべて市に返却する予定である。

②学校調査

調査対象別に項目を分け、実施した。

i. 日本の公立学校(可児市立小・中学校)

可児市立小・中学校の全15校(小学校10校、中学校5校)のうち、2003年9月1日現在外国人児童生徒が在籍する可児市立小中学校12校²⁰(小学校8校、中学校4校)の日本語教室担当教師、外国人児童生徒の担任教師、学校管理者を対象とし、外国人児童生徒の受け入れている側の体制や課題等について、質問票(調査票)による記載及びインタビュー調査を実施した。

加えて、調査担当研究者(小島)が、外国人児童生徒の多く在籍する学校に「日本語指導ボランティア」として外国人児童生徒の学習補助(2003年7月～2004年3月の週1回×3時間)、市内外国人児童生徒交流会や各種学校ボランティア活動の参加等を通じ、参与観察も同時に行った。

ii. 外国人学校

対象者が通う外国人学校に直接訪問し、学校管理者を対象に施設調査を実施した。

可児市内にあるブラジル人学校では、調査担当研究者(小島)が日本語補助ボランティア活動(2003年4月～2004年3月の月2回程度)の参加等を通じ、参与観察も同時に行った。

iii. 教育委員会

教育委員会学校指導課を対象とし、外国人児童生徒に関する小学校新1年生の入学に至るまでや転出入等に関する手続き等について、質問票(調査票)を用いた直接インタビュー調査を実施した。

加えて、調査担当研究者(小島)が、外国人の子どもの新入生就学健康診断時の通訳

²⁰ 可児市教育委員会からの提供資料「2003(平成15)年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況調査」の結果を参考にした。

や新入生学校説明会用資料作成の翻訳補助等のボランティア活動参加（2003年11月～2004年2月）を通じ、参与観察も同時に行った。

iv. 外国人登録担当窓口

可児市市民課（外国人登録窓口）、まちづくり推進課及び外国人相談員を対象とし、質問票（調査票）を用いたインタビュー調査を実施した。

D. 本調査結果

1. 訪問期間と訪問回数

1) 【前期】

2003年5月14日～6月23日間のうち、6月1日～5、8、16～18、21～22日の11日間を除いた計30日間実施した（表4）。

2) 【後期】

2003年10月9日～11月6日間のうち、10月31日、11月5日の2日間を除いた計27日間実施した（表5）。

2. 【前期】居住状況調査

1) 属性

基本情報として可児市から提供された2003年4月1日現在の外国人登録情報を基に、調査対象者283人の属性を示す。

国籍別にみると、5つに区分できる。「ブラジル」の241人（85.2%）が最も多く、次に「韓国・朝鮮」25人（8.8%）、「フィリピン」11人（3.9%）と続き、「中国」「ペルー」は少数だった（表6）。

性別にみると、「男性」は135人（47.7%）、「女性」は148人（52.3%）で、「女性」の方が多かった。

また年齢別にみると、「6歳」の50人（17.7%）が最も多く、次に「7歳」37人（13.1%）、「14歳」35人（12.4%）と続き、「11歳」22人（7.8%）

が最も少なかった（表7）。

2) 「居住状況調査」結果

全調査対象者を直接訪問した結果、207人（73.1%）が可児市に「居住」していたが、うち4人については、登録上の居住地とは異なる所で居住していた。76人（26.9%）は、「居住不明」であった（図6）。

その「居住不明」の内訳は、「帰国（一時帰国を含む）」の37人（48.7%）が最も多く、続いて「別人居住」21人（27.6%）、「転居」13人（17.1%）、「不在・不明」5人であった²¹。この「不在・不明」については、ホテル住まいであったり、登録上のアパート自体が立て壊されて存在しなかったことを含んでいる（表8）。

3. 【前期】就学実態調査

「【前期】居住状況調査」と併せて、可児市教育委員会から提供された基本情報を参考にし、調査対象者283人について実施した。

1) 就学・不就学の実態

対象者283人のうち、「就学」の子どもは194人（68.6%）、「不就学」の子どもは12人（4.2%）であった（図7）。

なお、「【前期】居住状況調査」にて「居住不明」であった76人については、就学実態を把握することが不可能のため、また調査拒否1人についても就学実態を把握することが不可能のため、計77人（27.2%）については就学実態を「不明」とした。

「就学」194人のうち、「日本の学校」に通っている子どもは120人（42.4%）、「外国人学校」に通っている子どもは74人（26.1%）であった（図8）。

年齢別にみると、全年齢に「日本の学校」「外国人学校」に通っている子どもがいるが、不就

²¹ 「帰国（一時帰国を含む）」「転居」には、対象者のみの場合、対象者と居住者全員の場合が含まれている。

学については年齢に違いがみられた（図9）。

2) 就学形態別就学状況

就学形態別に就学状況を比較すると、「可児市立小中学校」に通う子どもは113人（39.9%）で最も多かったが、「日本の学校」では「私立中学校」「養護学校」に通う子どもがいたり、「外国人学校」では「ブラジル学校」だけではなく、「インターナショナルスクール」「朝鮮学校」に通う子どもがいたりなど、多様な就学状況がわかった（表9）。

4. 【後期】居住状況調査

1) 属性

基本情報として可児市から提供された2003年9月1日現在の外国人登録情報を基に、調査対象者318人の属性を示す。

国籍別にみると、5つに区分できる。「ブラジル」の272人（85.5%）が最も多く、次に「韓国・朝鮮」26人（8.2%）、「フィリピン」14人（4.4%）と続き、「中国」「ペルー」は少数だった（表10）。

性別にみると、「男性」は155人（48.7%）、「女性」は163人（51.3%）で、「女性」の方が多かった。

また年齢別にみると、「6歳」の55人（17.3%）が最も多く、次に「14歳」42人（13.2%）「7歳」39人（12.3%）と続き、「11歳」25人（7.9%）が最も少なかった（表11）。

2) 「居住状況調査」結果

全調査対象者を直接訪問した結果、233人（73.3%）が可児市に「居住」していたが、うち7人については、登録上の居住地とは異なるところに「居住」していた。85人（26.7%）は、「居住不明」だった（図10）。

その「居住不明」内訳は、「別人居住」49人（57.6%）が最も多く、続いて「帰国（一時帰国を含む）」17人（20.0%）「転居」12人

（14.1%）、「不在・不明」7人だった²²。この「不在・不明」については、ホテル住まいであったり、登録上のアパート自体が立て壊されて存在しなかったことを含んでいる（表12）。

5. 【後期】就学実態調査

「【後期】居住状況調査」に併せて、可児市教育委員会から提供された基本情報を参考にし、調査対象者318人について実施した。

1) 就学・不就学の実態

対象者318人のうち、「就学」は208人（65.4%）、「不就学」は23人（7.2%）であった（図11）。

なお、「【後期】居住状況調査」にて居住不明だった85人については、就学実態を把握することが不可能のため、また調査拒否2人についても就学実態を把握することが不可能のため、計87人（27.4%）については就学実態を「不明」とした。

「就学」208人のうち、「日本の学校」に通っている子どもは125人（39.3%）、「外国人学校」に通っている子どもは83人（26.1%）であった（図12）。

年齢別にみると、全年齢に「日本の学校」「外国人学校」に通っている子どもがいるが、不就学については年齢に違いがみられた（図13）。

2) 就学形態別就学状況

就学形態別に就学状況を比較すると、「可児市立小中学校」に通う子ども118人（37.1%）が最も多かったが、【前期】と同様に「日本の学校」では「私立中学校」「養護学校」に通う子どもがいたり、「外国人学校」では「ブラジル学校」だけではなく、「インターナショナルスクール」「朝鮮学校」に通う子どもがいた（表13）。

²² 「帰国（一時帰国を含む）」「転居」には、対象者のみの場合、対象者と居住者全員の場合が含まれている。

6. 【前期】と【後期】の比較

2003年度(2003年4月1日現在)において就学年齢(小学1年生—中学3年生)に該当する、可児市在住の全国籍の外国人の子どもを対象者とし、【前期】と【後期】に訪問を実施することで、対象者の居住状況、就学状況の個人異動の実態が詳細にわかった。

1) 属性

基本情報の対象者の属性について増加数を比較すると、【前期】が283人に対し、【後期】は318人により、増加率12.4%(増加数35人)であった。

国籍別に増加率を比較すると、「フィリピン」の27.3%(3人)が最も高く、続いて「ブラジル」12.9%(31人)、「韓国・朝鮮」4.0%(1人)で、「中国」「ペルー」は変化がなかった(表14)。

性別に増加率を比較すると、「男性」が14.8%(20人)、「女性」が10.1%(15人)で、「男性」の方が高かった。

また年齢別に増加率を比較すると、「14歳」の20.0%(7人)が最も高く、最も低かったのが「7歳」の5.2%(2人)であった(表15)。

2) 対象の異同

基本情報として可児市から提供された外国人登録情報を基に、【前期】の283人(2003年4月1日現在)と【後期】の318人(2003年9月1日現在)の対象の異同を示す。

【前期】と【後期】の双方の対象(同一対象者)であったのが270人で、【前期】の283人のうち13人(【前期】対象者の4.6%)は【後期】対象から外れ、【後期】の318人のうち【後期】対象者として48人(【後期】対象者の15.1%)が新たに加わっていた(図14)。

3) 居住状況調査

【前期】と【後期】の「居住状況調査」結果

より、個人の異動状況が詳細にわかった(図15)。

「【前期】居住状況調査」の「居住」207人のうち、「【後期】居住状況調査」では181人が引き続き「居住」しており、21人は基本情報では把握されているが「居住不明」であり、5人は基本情報から削除され、かつ「居住不明」であった。

また「【前期】居住状況調査」では「居住不明」76人のうち、「【後期】居住状況調査」ではより、59人は基本情報にはあるが「居住不明」で、8人は基本情報から削除され、かつ「居住不明」であった。

しかし、「【前期】居住状況調査」では「居住不明」であった9人については、「【後期】居住状況調査」では「居住」しているという状況がわかった。

加えて、【後期】に新たに基本情報に追加された48人のうち、「【後期】居住状況調査」より「居住」していたのは43人で、残り5人は「居住不明」であった。

4) 就学実態調査

【前期】と【後期】の「就学実態調査」より、個人の就学の変化が詳細にわかった(図16)

「【前期】就学実態調査」で「就学」していた194人のうち、「【後期】就学実態調査」では164人が「就学」しており、6人が「不就学」、24人については居住不明により就学実態が把握できず、「不明」(調査拒否1人を含む)とした。

「【前期】就学実態調査」では「不就学」であった12人のうち、「【後期】居住状況調査」では1人が「就学」、8人が「不就学」、3人については居住不明のため、就学実態を「不明」とした。

「【前期】就学実態調査」では「不明」(調査拒否1人を含む)であった77人のうちの9人については、「【前期】居住状況調査」では「居住不明」であったが、「【後期】就学状況調査」

では「居住」していた。その結果、就学実態を把握することができ、8人が「就学」、1人が「不就学」であった。

また、68人については、引き続き「居住不明」のため、就学実態は「不明」であった。

加えて、【後期】に新たに基本情報に加わった48人のうち、35人は「就学」、8人が「不就学」であったが、5人についてはすでに居住不明のため、就学実態を「不明」とした。

7. 教育環境に関わる調査項目

【前期】と【後期】の「就学実態調査」の結果から、就学実態があった【前期】の206人（対象者283人のうち、就学実態が不明77人除く）と【後期】の231人（対象者318人のうち、就学実態不明87人除く）について、出生地別、滞在年数別、幼保育園経験別、転校経験別に就学状況を比較した。

就学実態があった【前期】と【後期】の双方の対象（同一対象者）であったのは181人で、【前期】のみは26人（【前期】に就学実態があった206人の12.6%）、【後期】のみは52人（【後期】に就学実態があった231人の22.5%）であった（図17）。

就学実態があった調査対象者の年齢別異同をみると、【前期】のみの26人には「10歳」はいなかったが、【後期】のみの52人には、全年齢の対象者が含まれていた（図18）。

1) 出生地別就学状況

【前期】と【後期】の出生地別就学状況の比率を比較すると、傾向の違いはみられなかった（図19、20）。

「日本」生まれは「日本の学校」が多く、「外国」生まれは「外国人学校」が多かったが、出生地に関わらず、就学・不就学になっている状況がわかった。

2) 在住期間別就学状況

【前期】と【後期】の在住期間別就学状況の比率を比較すると、【後期】の「1-3年未満」に変動がみられるが、在住期間に関わらず、就学・不就学になっている状況がわかった（図21、22）。

3) 幼保育園経験別就学状況

【前期】と【後期】の幼保育園経験別就学状況の比率を比較すると、【後期】の経験無の比率に変動がみられる、幼保育園経験の有無に関わらず就学・不就学になっている状況がわかった（図23、24）。

4) 転校経験別就学状況

①日本の学校に通う子ども

「日本の学校」に通う子どものうち、【前期】の120人（【前期】就学実態のあった206人のうちの58.3%）、【後期】の125人（【後期】就学実態のあった231人のうちの54.1%）について、「日本の学校間の転校経験の有無」と「外国人学校の経験の有無」を比較した。

日本の学校間の転校有無の比率を比較すると、傾向の違いはなく、転校有は【前期】は22.5%、【後期】は20.0%だった（表16）。

また、外国人学校の経験有無の比率を比較すると、傾向の違いはなく、経験無は【前期】は8.3%、【後期】は11.2%だった（表17）。

②外国人学校に通う子ども

「外国人学校」に通う子どものうち、【前期】の74人（【前期】就学実態のあった206人のうちの35.9%）、【後期】の83人（【後期】就学実態のあった231人のうちの35.9%）について、「外国人学校間の転校経験の有無」と「日本の学校の経験の有無」を比較した。

外国人学校間の転校有無の比率を比較すると、傾向の違いはなく、転校有は【前期】は18.9%、【後期】は15.7%だった（表18）。

また、日本の学校の経験有無の比率を比較

すると、傾向の違いはなく、経験有は【前期】は37.8%、【後期】は31.3%だった(表19)。

8. 不就学の子ども

【前期】と【後期】の「就学実態調査」の結果から、不就学だった【前期】の12人と【後期】の23人について、比較した。

1) 属性

基本情報の対象者の属性について増加数を比較すると、【前期】の12人(【前期】調査対象者283人のうち、4.2%)に対し【後期】は23人(調査対象者318人のうち、7.2%)により、増加率は91.7%(11人)と増加率が非常に高かった(表20)。

年齢別に比較すると、「14歳」と「13歳」に特に増加がみられた。

国籍別に比較すると、「ブラジル」に特に増加がみられた(表21)。

在住期間別に比較すると、「10年以上」に特に増加がみられた(表22)。

不就学期間別に比較すると、「半年未満」に特に増加がみられた(表23)。

2) 就学経験

日本の学校の経験の有無について比較すると、いずれも日本の学校の「経験有」(【前期】が58.3%、【後期】が60.9%)の方が比率は高かった(図25)。

外国人学校の就学の有無について比較すると、いずれも外国人学校の「経験無」(【前期】が83.3%、【後期】が60.9%)の方が比率は高かった(図26)。

加えて、【後期】に追加した項目で、海外での就学経験をみると、「経験有」65.2%(15人)の方が多かった(表24)。

以上の結果より、不就学の子どもは、日本の学校を経験している子どもが多く、また多くの子どもは海外では就学していたことがわかっ

た。

3) 日常の過ごし方、不就学の理由

日常の過ごし方の項目について、「就労(アルバイト等)」「何もしていない」「家事・家庭」「学習(私塾等)」の4つに分類できる(図27)。

この4項目別にみると、【前期】と【後期】ともに「就労(アルバイト等)」が最も多かった(図27)。

不就学の理由の項目について、「経済面」「学習困難」「家庭問題(家事手伝い)」「その他」の4つに分類できる(図28)。

この4項目別にみると、【前期】では「学習困難」の6人(50.0%)、【後期】では「経済面」の9人(39.1%)が最も多かった。

E. 考察

本調査結果より、パイロット地域で暮らす外国人の子どもの今日の置かれた現状と、教育に関する実態が明らかになった。

1. 外国人の子どもの居住状況

1) 居住に関する異動と異同の状況

基本情報を基に、対象者を2003年度(2003年4月1日現在)において就学年齢に(小学1年生-中学3年生)に該当する可見市在住の全国籍の外国人の子どものとし、【前期】と【後期】の2回の直接面接調査実施から、居住に関する異動と異同の状況が明らかになった。

「居住状況調査」の結果、「居住」は【前期】が73.1%、【後期】が73.3%であり、傾向に違いがみられなかった。

詳細に居住状況の個人異動をみると、【前期】では「居住」であったが【後期】では「居住不明」になっていたり、【前期】では「居住不明」であったが【後期】では「居住」になっていたり、個人異動は大きく、従来のような一度の調査から、直ちに「居住実態がない」とは決して断定できないという、外国人の子どもの居住

実態がわかった。

現行の外国人登録法では、外国人再入国許可制度²³との間には繋がりが無いため²⁴、単純に「帰国」が完全帰国であるとは断言できない。「居住状況調査」の結果の「居住不明」の内訳に「帰国」という項目があるが、この中に一時帰国が相当数含まれると推定する。とりわけ、「日本人の配偶者等」「定住者」の在留資格を持つ日系ブラジル人、ペルー人の中では近年「永住者」の在留資格へ切り替える人が多く、その数も増加している(図29)²⁵。

本調査でも「【前期】居住状況調査」での「居住不明」76名のうち、9名(11.8%)について「【後期】居住状況調査」では「居住」していた。

また、調査対象者の異同の状況を見ると、【前期】と【後期】の基準日間は5ヶ月しか経過していないにも関わらず、この短期間内に外国人登録上の届出だけでも本調査対象者である6～14歳の13人が転出し、48人が転入しているという大きな変化があることがわかった。

2) 外国人の人口統計

可児市からの行政提供資料より、2003年4月1日現在の年齢別日本人と外国人の人口数を比較すると、大きな違いがみられた(図30)。

日本人人口は、54、55歳をピークにした山

型であり、かつ80歳以上の高齢者も多かった。一方、外国人人口は、「出産年齢」層を頂点とした山型であり、20代、30代年齢層の増加数は日本人人口よりも急激である。

0～16歳について日本人と外国人の人口を詳細にみると、日本人人口は左下がりであるものの、外国人人口は左上がりになっている(図31)。つまり、就学年齢に相当する外国人の子どもは益々増加している。多様な背景を持つ子どもが増加している現状の中、多民族多文化社会は今後更に進み、今後の外国人の子どもたちの就学課題は益々大きくなるといえる。

したがって、外国人の就学実態や教育環境を把握するためには一定の期間を継続して調査することは不可欠であり、居住状況と併せて検討する必要性が明確となった。

2. 外国人の子どもの教育・就学の権利

1) 外国人の子どもと「就学」

日本の公教育において未だ外国人の子どもの初等教育・就学の権利が保障されていない背景には、戦後の民族教育への対応に起因する。

1965(昭和40)年の「日韓条約」締結以後、永住が許可された者が日本の公立小・中学校に入学希望をする場合に入学が認められるよう必要と認める措置を執ることとされた²⁶。その後、1991年1月10日の日韓外相会談における「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する覚書」を受け、以下の通知がされた。

「市町村の教育委員会においては、公立の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国人がその機会を逸することのないよう、学校教育法施行令第5条第1項の就学予定者に相当する年齢の在日韓国人の保

²³ 出入国管理及び難民認定法第26条再入国許可申請。出国前に再入国許可を受けた場合には、許可期間内に再入国するときには、新たな入国査証を必要とせず、簡便な上陸審査手続きにより上陸許可の証印を受けて上陸でき、かつ再入国したときに出国前の在留資格及び在留期間が継続できる。再入国の許可の有効期間は、再入国許可の効力を生じた日から3年を超えない範囲内(「永住者」については、最長4年)。

²⁴ 外国人登録法第3条第1項。外国人登録法上の外国人登録をしていた者は、新規に外国人登録をする必要はなく、従来の外国人登録がそのまま有効に存続することになる。

²⁵ 外国人集住都市会議事務局 豊田市社会部自治振興課(2004:8)

²⁶ 「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」(昭和40年12月25日文初財第464号 各都道府県教育委員長 各都道府県知事あて文部事務次官通達)

護者に対し、入学に関する事項を記載した案内を発給すること。」(「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について」平成3年1月30日文初高第69号 各都道府県教育委員会教育長あて文部省初等中等教育局長通知)

つまり、日本に居住する外国人の子どもの教育に関する基本方針は、在日コリアンへの対応に準じ、今日も対応されている。現在の義務教育年齢期にある外国人の子どもに対する教育・就学に関する対応は、過去の在日コリアンへの対応と共通点も多く、外国人学校のあり方を考える上でも、在日コリアンの民族教育の経緯と現状を併せて考える必要がある²⁷。

こうした外国人児童生徒の公立の義務教育諸学校の受入の背景について、総務庁行政監察局編(1997)、太田(2000^b)でも述べている。

従来の研究は、特定の国籍に限定された就学調査が大半であったが、外国人の就学状況や教育行政の取り組みを考える上で、在日コリアンの子どもは回避できない重要な課題である。

このような視点から、本調査では調査対象者を就学年齢期にある「全国籍」の外国人の子どもとした。

就学異動を詳細にみると、【前期】では「就学」であったが【後期】では「不就学」になっていたり、【前期】では「不就学」であったが【後期】でも依然として「不就学」であったり、外国人の子どもの就学異動実態が詳細にわかった。

国籍を問わずすべての子どもの教育を受ける権利が認められている「児童(子ども)の権利条約」に日本も批准しているにもかかわらず、

²⁷ 例えば、朝鮮人学校の資格助成問題に関する人権救済申立事件調査報告書(日本弁護士連合会人権擁護委員会1997)を参照。

国際基準となっている義務的な初等教育の教育機会が均等に保障されていない現状の中²⁸、本調査結果から外国人の子どもの就学実態及び就学の変化が詳細に明らかになった。

つまり、現行の制度の中では外国人の子どもは「就学」と「不就学」がゆれている状況にあり、就学ができる体制や継続できる環境が整えられていない現状が明確になった。

2) 就学・不就学の実態

就学形態別就学・不就学の比率を比較すると、「外国人学校」は同率であったが、「日本の学校」通学者の比率は低下していた。就学形態別異動をみると、「日本の学校」の中でも市立小・中学校の変動は大きい。

また就学経験別にみると、日本の学校に通う子どもの「外国人学校の経験有」の比率よりも外国人学校に通う子どもの中の「日本の学校の経験有」の方が比率は高かった。

不就学の子どもについても、「日本の学校の経験有」の比率の方が高かった。

就学異動別にみても、「日本の学校」(4人)から不就学になった子どもの方が「外国人学校」(2人)からより多かった。

つまり、市立小中学校での外国人の子どもの移動は常にある状況で、学校現場の外国人の子どもの対応と柔軟性が問われていることを示唆しているといえる。

年齢別に就学実態のあった子どもを【前期】と【後期】で比較すると、「6歳」が最も多くて年齢ごと徐々に対象者数も減少するが、「11歳」から増加し、「14歳」の数はほぼ「6歳」と同様である。本調査での不就学の子どもは年齢と伴って増加し、「14歳」が最も多い。

²⁸ 国連・子どもの権利委員会からの第二回日本政府報告書に対する委員会の総括所見が出され、「7.教育、余暇および文化的活動」(条例第28条、第29条および第31条)について言及があった(日本語は、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議を参考にした)。

<http://homepage2.nifty.com/childrights/index.htm>